

令和 6 年度
「栃尾高校いじめ防止基本方針」
を実践するための行動計画

新潟県立栃尾高等学校

目 次

ページ
番号

はじめに

第 1 章 いじめ防止等に関する本校の基本的な考え方

1	定義（１）いじめの定義 （２）いじめ類似行為の定義	1
2	いじめの構造と動機	1
3	いじめの態様	2
4	いじめの基本認識	2

第 2 章 いじめ防止のための指導体制と組織

1	日常の指導体制	2
2	緊急時の組織的対応	3
3	年間計画	5

第 3 章 いじめの未然防止

1	日常の教育活動の充実	6
2	特別活動、道徳教育の充実	6
3	学業指導の充実	6
4	教育相談の充実	6
5	人権教育の充実	6
6	情報教育の充実	6
7	保護者・地域との連携	6

第 4 章 いじめの早期発見

1	教職員と生徒との日常の交流をとおして	6
2	アンケート調査の実施	7
3	教育相談をとおした実態把握	7
4	相談しやすい環境づくり	7
5	情報の共有	7

第 5 章 いじめの早期解決

1	いじめの把握	8
2	生徒への対応	8
3	保護者への対応	8
4	継続した指導	9
5	保護者同士が対立した場合	9
6	関係機関との連携	9

第 6 章 ネット上のいじめへの対応

1	ネットいじめとは	10
2	ネットいじめの未然防止	10
3	ネットいじめへの対応	10

第 7 章 重大事態への対応

1	重大事態の意味	11
2	重大事態時の報告・調査	11

はじめに

新潟県立栃尾高等学校では、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「新潟県いじめ防止基本方針」の策定に伴い、生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるよう、「栃尾高校いじめ防止基本方針」を策定した。この「栃尾高校いじめ防止基本方針を実践するための行動計画」は、全ての教職員が基本方針の実践に努めるために設けるものである。

第1章 いじめ防止等に関する本校の基本的な考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。また、いじめ類似行為に関しても同様である。

1 定義

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。（いじめ防止対策推進法第2条より）。なお、起こった場所は、学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

(2) いじめ類似行為

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

2 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」、「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の捉え方によって、抑止作用になったり、促進作用になったりする。

(2) いじめの動機

いじめの動機となるものには、次のものが考えられる。

- ア 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- イ 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ウ 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- エ 同調性（強い者に追随する、数の多い側に入りたい）
- オ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- カ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- キ 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

3 いじめの態様

①具体的ないじめの態様は次のようなものがある。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

②具体的ないじめ類似行為の態様は次のようなものがある。

- (1) インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、被害生徒がそのことを知らずにいるような場合など。

4 いじめの基本認識

いじめには、様々な性質があるが、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識は次のとおりである。

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは他人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

第2章 いじめ防止のための指導体制と組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

1 日常の指導体制 (図1)

- (1) 名称
「いじめ対策委員会」
- (2) 構成 (いじめ対策委員)
教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、年次 (各年次1名：3名)
同和教育・男女平等教育推進委員、養護教諭、スクールカウンセラー
必要に応じて、スクールソーシャルワーカー
に加え弁護士、教員OB等の外部専門家等の参加協力を得る。
- (3) 役割
ア 学校いじめ防止基本方針 (「栃尾高校いじめ防止基本方針」) の策定
イ 年間計画の立案と実施
ウ 教職員の資質向上のための研修の企画と実施
エ 年間計画進捗のチェック
オ いじめの未然防止
カ いじめの早期発見
キ 各取組の振り返りと改善に向けた活動
ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

2 緊急時の組織的対応 (図2)

いじめを認知した場合、いじめの解決に向けた組織的な取組を行う。

(1) 名称

「拡大いじめ対策委員会」

(2) 構成

いじめ対策委員、生徒指導部、HR担任、教科担任 等

いじめ問題の内容により、いじめ対策委員、生徒指導部をはじめ、関係する分掌、年次から人選し、スクールカウンセラーを加えて委員会を組織する。

必要に応じて、スクールソーシャルワーカー

に加え弁護士、教員OB等の外部専門家等の参加協力を得る。

(3) 役割

情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的な対応をする。

以下の役割分担を明確にした後に対応にあたる。

- ① 全職員での情報共有の徹底
- ② 被害者からの事情聴取と支援
- ③ 加害者からの事情聴取と指導
- ④ 周囲の生徒からの事情聴取と指導
- ⑤ 周囲の生徒と全体への指導
- ⑥ 保護者への対応
- ⑦ 関係機関への対応

(4) 事実の究明

以下の点に留意して事実の究明にあたる。

- ① 事実に基づく適切な指導を行うために、いじめ等の状況、いじめ等のきっかけ等について、関係者から聴く。
- ② 事情聴取を行う際には、原則として、被害者 → 周囲にいた者（客観的状況を把握している者） → 加害者の順序で行う。
- ③ 事実の究明が行われた後は、速やかに拡大いじめ対策委員会を招集し、情報を整理する。

(5) 必要となる支援・指導の開始

拡大いじめ対策委員会で今後の支援や指導方針について決定した後は、速やかに全職員に周知するとともに、事案に関する情報を共有した上で、全校体制による支援や指導を速やかに実施する。

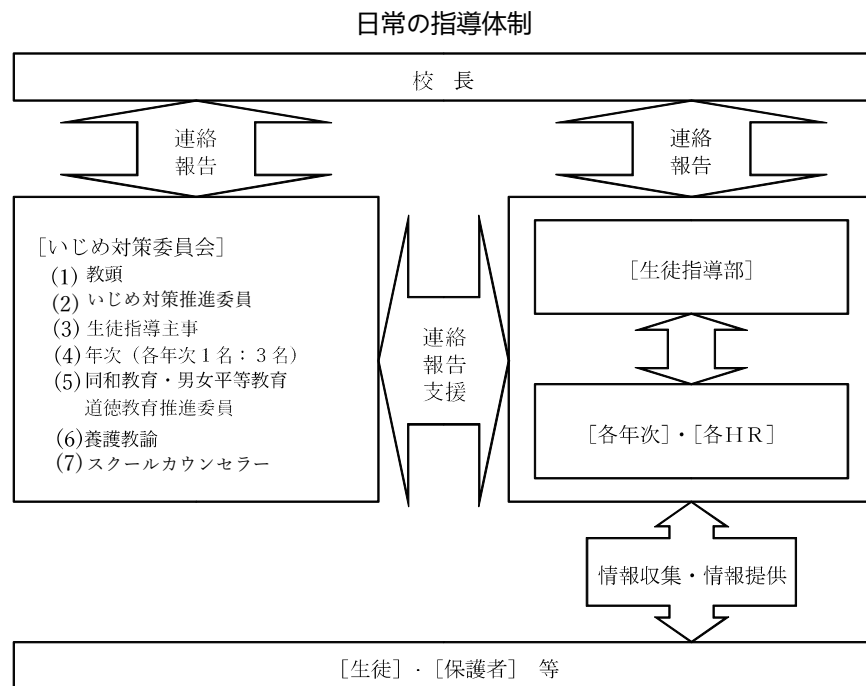


図 1

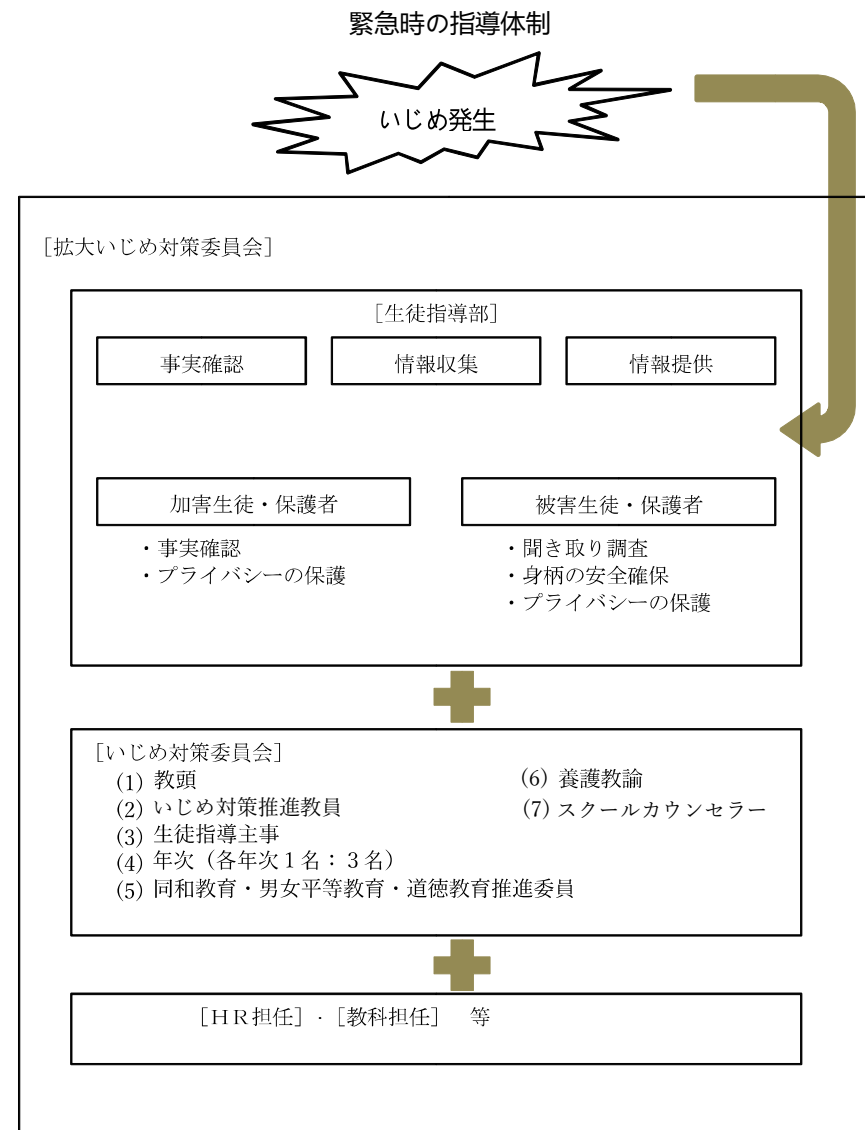


図 2

3 年間計画

いじめ問題に係る研修等は、分掌や年次、委員会等がそれぞれ計画し、実施する。
(例)

月	1 年	2 年	3 年	学校全体
4	人権尊重の探求① 情報収集と課題整理① (携帯安全教室)	人権尊重の探求① 情報収集と課題整理① (携帯安全教室)	情報収集と課題整理① (携帯安全教室)	いじめ対策委員会
5	生徒会による啓発活動 (体育祭に向けて)	生徒会による啓発活動 (体育祭に向けて)	生徒会による啓発活動 (体育祭に向けて)	いじめ対策委員会
6	教育相談週間 保護者面談週間 (家庭での様子の把握) アンケート調査 (いじめ防止啓発ポスター)	教育相談週間 保護者面談週間 (家庭での様子の把握) アンケート調査 (いじめ防止啓発ポスター)	教育相談週間 保護者面談週間 (家庭での様子の把握) アンケート調査 (いじめ防止啓発ポスター)	職員発見に係る調査 職員研修
7	人権尊重の探求② 情報収集と課題整理②	人権尊重の探求② 情報収集と課題整理②	人権尊重の探求① 情報収集と課題整理②	いじめ対策委員会
8				職員研修
9	アンケート調査 SNS教育	アンケート調査	アンケート調査	
10	人権尊重の探求③ (人権教育講演会) アンケート調査(保護者) 文化祭(橡峰祭) (人権ポスター)	人権尊重の探求③ (人権教育講演会) アンケート調査(保護者) 文化祭(橡峰祭) (人権ポスター)	人権尊重の探求② 人権尊重の探求③ (人権教育講演会) アンケート調査(保護者) 文化祭(橡峰祭) (人権ポスター)	保護者アンケート いじめ対策委員会
11	教育相談週間 (家庭での様子の把握)	教育相談週間 (家庭での様子の把握)	教育相談週間 (家庭での様子の把握)	職員研修
12	人権尊重の探求④ 情報収集と課題整理③ (保健講演会)	人権尊重の探求④	人権尊重の探求④ 情報収集と課題整理③ (保健講演会)	いじめ対策委員会 職員発見に係る調査
1		情報収集と課題整理③	アンケート調査「学校生活 と人権に関するアンケート」	
2	アンケート調査「学校生活 と人権に関するアンケート」	アンケート調査「学校生活 と人権に関するアンケート」		いじめ対策委員会

第3章 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである」という認識をすべての教職員が持ち、教育活動全体をとおして、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが必要である。

1 日常の教育活動の充実

- (1) いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努める。
- (2) 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくりを行う。
- (3) 関係機関との連携による生徒の情報収集を行う。

2 特別活動、道徳教育の充実

- (1) H R 活動、部活動等における望ましい人間関係の形成に努める。
- (2) 他者と共感し、豊かな情操を培い、お互いを尊重する人格の形成に努める。
- (3) ボランティア活動の充実を図る。

3 学業指導の充実

コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりを行う。

4 教育相談の充実

担任による面談を定期的に実施する。

5 人権教育の充実

- (1) 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成、自立支援、人権を尊重する環境づくりを行う。
- (2) 講演会等を実施する。

6 情報教育の充実

教科「情報」等での指導や集会、講演会等における情報モラル教育の充実を図る。

7 保護者・地域との連携

- (1) いじめ防止対策推進法、新潟県いじめ防止基本方針や栃尾高校いじめ防止基本方針の周知を図る。
- (2) P T A 役員会及び総会、保護者懇談会、学校評議員会等で意見交換をする。
- (3) 参観授業や学校行事等により、積極的に学校公開に努める。
- (4) 学校通信（校長通信、椋峰通信等）やH P を通じて、積極的に情報公開に努める。
- (5) 地域でのボランティア活動や社会貢献活動への参加に努める。

第4章 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や他人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員と生徒との日常の交流をとおして

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる生徒の様子に目を配る。また、言動や服装等に、普段と異なる様子が見られる場合には、教職員から声をかけ、様子を伺う。

生徒観察に当たっては、生徒の表面的な行動に惑わされることなく、内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。日常の観察は、次のポイントに気をつけて行う。

- (1) 生徒の行動や会話に注意を払う。
- (2) 授業やHR、部活動などの指導場面で、十分な生徒観察を行う。
- (3) 生徒との信頼関係をつくる。
- (4) ゆったりとした気持ちで生徒に接する。

2 アンケート調査の実施

いじめ又はいじめと疑われる行動を早期に発見するため、

- ① 在籍する生徒に対して、定期的なアンケート調査を実施する。原則、6月、9月、1月の年3回の調査を実施する。（随時、追加調査を実施する。）
- ② 保護者について、6月、10月の年2回の調査を実施する。

3 教育相談をととした実態把握

生徒が発する小さなサインを見逃すことがないように、日頃から丁寧に生徒理解に努めるとともに、相談を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。

担任、教科担任、部活動顧問、養護教諭等による日常観察と面談を適宜行う。

4 相談しやすい環境づくり

- (1) いじめられている本人からの訴えに対して
心身の安全を保証する。
疑いをもつことなく生徒の立場に立って、事実関係や気持ちを傾聴する。
- (2) 周りの生徒からの訴えに対して
他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝えて安心感を与え、具体的に心身の安全を保証する。
- (3) 保護者からの訴えに対して
即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。
- (4) 直接相談することができない生徒に配慮するために、「相談箱」の存在を定期的に告知する。

5 情報の共有

- (1) 生徒状況報告の徹底を図る。
- (2) 配慮を必要とする生徒の実態把握に努める。
- (3) 職員会議、生徒支援データファイル等の活用をととして情報共有を図る。
- (4) いじめが疑われる情報を得たら、些細なことでもいじめ対策委員に連絡する。
- (5) いじめ対策委員会に上げた内容や知り得た情報は、NAS上の「いじめ対策フォルダ」を用いて、全職員で共有する。
- (6) いじめアンケートの集計結果は、全職員で共有する。

第5章 いじめの早期解決

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、年次及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめの把握

いじめ情報をキャッチした場合、正確な実態把握を行い、即日対応を原則とする。また、いじめられている生徒といじめている生徒の在籍校が異なる場合には、学校相互間の連携体制を整備して対応する。

※ いじめ情報を通報した生徒については、「秘密を守る」ことを伝え、安心・安全を確保する。

【情報の流れ】

```
graph LR
    A[教頭] --> B[校長]
    C[情報を得た教職員] --> D[いじめ対策推進教員]
    D --> E[いじめ対策委員長]
    E --> F[拡大いじめ対策委員]
    F --> A
    F --> G[校長]
    G --> H[県教育委員会]
```

2 生徒への対応

(1) いじめられている生徒に対して

- ア 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- イ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守る」ことを伝え、安心・安全を確保する。
- ウ 今後の対策を共に考え、必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- エ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

(2) いじめている生徒に対して

- ア 事実確認とともに、いじめは決して許されないという毅然とした態度で粘り強く指導する。
- イ いじめた気持ちや状況などを十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ウ いじめられている生徒の苦痛に気づかせ、今後の生活について考えさせる。
- エ 教育上必要がある場合には、校長は懲戒を加え、いじめられている生徒との関係で必要があれば特別指導等の措置を講じる。

(3) 周りの生徒に対して

- ア いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を学級、学年、学校全体に示す。
- イ はやし立てる、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ウ いじめを止めることや訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- エ いじめを自分たちの問題として意識させる。

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

- ア 発見したその日のうちに正確な実態を把握した上で、家庭訪問等で保護者に事実関係を直接伝える。
- イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ウ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめ、少しでも安心感を与えられるようにする。
- エ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向け全力で取り組むことを伝える。
- オ 家庭で生徒の様子に注意してもらい、些細なことでも連絡を取り合い、情報の把握に努める。

- (2) いじめている生徒の保護者に対して
 - ア 家庭訪問等で保護者に事実関係を直接説明し、いじめられている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝える。
 - イ いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ウ 生徒や保護者の心情にも配慮しながら、生徒の変容を図るために教職員と保護者が協力し合っていくことを確認し、具体的な助言をする。
 - エ 家庭で生徒の様子に注意してもらい、些細なことでも連絡を取り合い、情報の把握に努める。

4 継続した指導

- (1) いじめが解消したと見られる場合も、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を行う。
- (2) いじめられている生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして自信を取り戻させる。
- (3) いじめられている生徒、いじめている生徒双方に、本校での教育相談やカウンセラーなど 関係機関を活用し、心のケアに当たる。
- (4) いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のための取り組みを学校全体で強化する。

5 保護者同士が対立した場合

- (1) 教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。その場合、和解を急がず、相手や学校に対する不信の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- (2) 管理職が率先して対応し、教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

6 関係機関との連携

- (1) 教育委員会との連携
 - ア 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - イ 関係機関との調整
- (2) 警察との連携
 - 心身や財産に重大な被害が疑われる場合や犯罪等の違法行為がある場合において連携
- (3) 福祉関係機関との連携
 - ア 家庭の養育に関する指導・助言
 - イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- (4) 医療機関との連携
 - ア 精神保健に関する相談
 - イ 精神症状についての治療、指導・助言

第6章 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導法の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷、個人情報や画像などをインターネット上のWebサイトの掲示板等に掲載したり、メールを送ったりするなどして社会的信用をおとしめる行為のことであり、犯罪行為である。具体的には、次のようないじめがある。

- (1) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）から生じたいじめ
- (2) メールでのいじめ (3) ブログでのいじめ (4) 動画共有サイトでのいじめ
- (5) 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

また、ネットいじめについては、学校において、インターネットの利用のための適切な方法を教育するとともに、いじめの防止対策については特に家庭との積極的な連携が重要となる。早期発見に資する環境づくりに努める。

2 ネットいじめの未然防止

- (1) 保護者への啓発

生徒たちのパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、生徒を危険から守るためにも使用のルールづくりを行ってもらう。

- (2) 情報教育、モラル教育の充実

- ア 教科「情報」における情報モラル教育の充実
- イ LHRや全校集会、講演会等での指導

3 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめの把握

- ア 被害者からの訴え
- イ 閲覧者からの情報

- (2) 不当な書き込みへの対応

①書き込みの確認（掲示板のアドレスを記録。書き込みをプリントアウト。デジカメで撮影。）

②掲示板の管理人に削除依頼

削除された

削除されない

生徒・保護者へ説明、いじめた生徒の指導

③掲示板のプロバイダに削除依頼

削除された

削除されない

被害届

④警察へ相談、地方法務局に相談

内容により削除依頼の前に相談あり

第7章 重大事態への対応

次の重大事態が発生した場合、学校において初期調査を行う。加えて、県教育委員会が県いじめ防止対策等委員会において、事実関係を明確にするため、調査を実施することとなる。

1 重大事態の意味

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 身体に重大な障害を負った場合
 - エ 高額の商品を奪い取られた場合
- (2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ア 年間の欠席が30日以上の場合
 - イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たってはならない。

2 重大事態時の報告・調査

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、調査や対応について県教委と緊密に連携を図る。